

第三次北本市障害者福祉計画（案）に対する意見一覧（パブリックコメント結果の公表）

番号	意見の内容	市の考え方
1	高次脳機能障害が精神障害に含まれることを明示してください。	高次脳機能障がいにつきましては、本計画の「障がい者」に含めておりますので、改めて「精神障がい者に含まれること」は明示しません。
2	「市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人のことをよく理解したうえで行動していくことができるよう、広報・啓発活動を継続的に実施していきます。特に、精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がいなどについては、十分な理解が得られず、誤解や偏見もみられるところから、一層の理解促進に向けた取組を展開していきます。」について、「第二次北本市障害者福祉計画中間年見直し」で「努めています。」と記されていたのが、「向けた取組を展開していきます。」という表現に変わりました。「十分な理解が得られない状況については、アンケート結果など、根拠を数字で明示するようにしてください。	アンケート結果については、別途「障害者福祉計画策定のためのアンケート結果報告書」を第三次障害者福祉計画と同時に発行させていただきます。
3	「主要施策」に、意思疎通支援事業によって支援をする障害者の種類を高次脳機能障害などにも拡大し、入院時に高次脳機能障害の人などへのコミュニケーション支援をする体制整備をしていくことを記入してください。	「主要施策」には、現在実施中の施策を掲載させていただきました。今後の取り組みについては、次年度策定予定の「障害福祉計画」で検討させていただきます。
4	認知症、高次脳機能障害は、どちらも国際疾病分類第10版（ICD-10）で「症状性を含む器質性精神障害（F0）」に	3と同様の回答。

	分類される器質性精神障害です。医療現場において、認知症、高次脳機能障害について、「必ずしもきちんと鑑別診断ができるいない」という指摘もあります。「きたもと市認知症ガイドブック」に早期発見、早期治療が盛り込まれている認知症と同様に、「高次脳機能障がいへの支援においても、早期発見、早期治療（あるいは早期対応）」を主要施策（保健医療関係）に盛り込んでください。	
5	「主要施策」に、「脳卒中（脳血管疾患）の後遺症で高次脳機能障害となった介護保険第2号被保険者への相談について、介護保険サービスと障害福祉サービスの切れ目のない相談体制の構築に取り組みます。」といったことを位置付けてください。	3と同様的回答。
6	高次脳機能障害への相談支援について、「主要施策」に「埼玉県高次脳機能障害者支援センターと連携すること」を明記してください。	3と同様的回答。
7	今回の計画への反映は難しいかもしれません、北本市内の高次脳機能障害の実態を把握し、その結果をもとに計画を策定していくことを検討してください。	高次脳機能障がいにつきましては、実態を把握し、今後の計画策定の過程で、検討させていただきます。
8	本計画策定過程、手続きの不透明さを計画においても改善すること。 (1)付属機関等の会議録はホームページ等で公開することが規定されています（「北本市附属機関等の会議の公開に関する規則」第6条：会議記録の作成及び公開）。しか	(1) 計画策定委員会の会議録等については、市ホームページに掲載させていただきます。 (2) 委員会設置規定、委員名簿につきましては、市ホームページに掲載させていただきます。また、計画策定過程については、計画書の中に掲載させていただきます。

	<p>し、第三次障害者福祉計画(案)のみ会議録等はホームページで探しても見当たりません。本規則が遵守されていないのではないでしょうか。</p> <p>(2) 本計画(案)に計画策定過程、委員会設置規程、委員名簿等がありません。これまでの障害者福祉計画ではすべてありました。</p>	
9	<p>地方自治体の障害者福祉計画の目的からずれています。その地域の障害のある人(集団)のニーズを把握し、主体的な政策策定を行い、実施し、評価する。計画の主体は行政です(本計画案2頁参照)。計画策定に関わる策定委員会の設置や委員枠の決定権限は行政、委員会は意見・提言しかできません。策定した計画は市長の名前で出されます。本計画案では、「自助、共助、公助」の概念を持ちだし、行政計画の目的から外れ、行政責任を逃れてているか、薄めています。</p> <p>また、自助、共助のもとで、本計画案にあるように市民等に「○○します」という目標を与えられても、「なんのこと?」という疑問しかわきません。委員会でのワークショップがそのまま本計画案になったように思えます。</p>	<p>ご指摘のとおり本計画は行政の計画ですが、今回の計画では、市民・関係団体等と協力が必要と考え、あえて市民等の目標を掲示させていただきました。なお、市民等の目標は方向性を示したものであり、強制するものではありません。また、「自助、共助、公助」につきましては、市全体で計画の推進に取り組む立場から使用させていただきました。</p>
10	<p>評価の指標が見えませんから、行政計画とは言えません。厚労省で障害福祉計画のP D C Aサイクルを強調していますし、「北本市第二次障害者福祉計画中間年の見直し」(24年)でも評価を前提にしています。しかし、行政であ</p>	<p>今後、目標に沿った施策を抽出し、評価の対象としていきます。</p> <p>市民や事業者の目標については、5年後の「見直し」時にアンケート調査を実施し、把握したいと考えております。</p>

	<p>っても「〇〇します」と客観性に欠ける情緒的に見える目標設定では、評価しようがありません。また、市民や事業者等の「〇〇します」という目標はどのように評価するのでしょうか。</p>	<p>また、P D C Aサイクルにつきましては、5年ごとに計画の見直しを実施する予定です。</p>
11	<p>理念「障害者基本法に基づき障害があってもなくても、だれひとりわけ隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し支え合うまちづくりを…」と書かれています。</p> <p>(1) まず、障害者福祉計画は「まちづくり」を狙っているではありません(本計画案2頁参照)ですから方針も「〇〇のまちづくり」とはならないはずです。</p> <p>(2) 障害者福祉の理念として障害者基本法3条を提示していますが、上記の理念の説明では本条項を言い表していません。日本政府が障害者権利条約のインクルージョンを「(障害のある人の) 地域社会における共生等」と言い換えたことから、「共生社会を作る」と勘違いして「まちづくり」にしたと解釈しています。障害者基本法に基づくなら「(障害のある人の) 地域社会における共生等」のインクルージョン(社会的包摂)を正確に言い表さねばなりません。</p> <p>(3) 障害者基本法3条の前文には「基本的人権を享有する個人としての尊厳、尊厳にふさわしい生活を保障される権利」(基本的人権と生存権)、同条2項、3項で機会の平等のための選択・自己決定権、参加権が謳われています。</p>	<p>「まちづくり」は、ハード面だけではなく、人、環境などのソフト面も含んでいます。</p> <p>(3) につきましては、基本理念の中に、「だれひとり分け隔てられることなく」として、記載させていただいております。</p>

	<p>みんな同じ平等原則から、「特別扱い」による平等を意味する合理的配慮が導入され、日本は障害者権利条約の批准のための障害者基本法では2項、3項を含めた改正等本計画案2頁にあるような諸法律の改正をしたわけです。理念にはこうした、障害者福祉領域における社会の努力の成果を盛り込むべきです。</p> <p>(4) 家族は障害福祉計画では当事者ではありません。「対象となる障害者の範囲」に家族は含まれていません。また、障害者福祉計画の当事者が障害のある人であることは、厚労省の障害福祉計画関連の文書でも明らかです。家族を「身近で（障害のある人を）支える人」との表現から、含み資産と捉えていることがわかります。</p>	
12	<p>以下、北本市障害福祉行政の評価ですが、本計画案には以下のよう質的評価が欠如しています。</p> <p>(1) 「北本市第二次障害者福祉計画中間年の見直し」(80頁)によれば、28年度に「市民・当事者参加の策定委員会設置」(今回の委員会)し「福祉課による実施状況の確認・評価」の報告をすることになっています。第四期障害者福祉計画策定委員会の設置規程では委員に当事者枠ではなく、この時点では「北本市第二次障害者福祉計画中間年の見直し」を達成していませんでした。</p> <p>(2) 相談支援についての評価(21頁)でブースや相談室の数を挙げていますが、先日窓口に行った時に隣の相談者</p>	計画へのコメントではなく、障害者福祉行政への評価ですので、回答は控えさせていただきます。

が、職員から金銭の使い方を厳しい口調で指導されているのが聞こえました。これでは安心して相談ができません。物理的環境をいかに安心できるように使っているかということ、安心して話せる職員の技術が問題だと思います。

(3) 市民が障害者虐待防止法第5条（国民の責務）を果たしたら、同法第8条（行政による通報者保護）が果たされなかつた事実あり。担当部局にはこの認識もありません。虐待予防のためにも第8条が規定されていますが、行政により8条違反をされた経験が、今後虐待予防・対応に協力はしないという行動につながるのは当然（こうした行動を危惧して8条がある）。そうすれば、障害のある人の基本的人権の侵害は拡大し、福祉のまちづくりにも逆行する。

(4) 行政も相談支援の役割があります。セルフプランの支援の経験から、行政が求めるのは書類です。障害のある人の暮らしの内容、自立支援の方針や暮らしが改善（悪化）していく過程での支援の内容ではありません。